

4 指定更新について

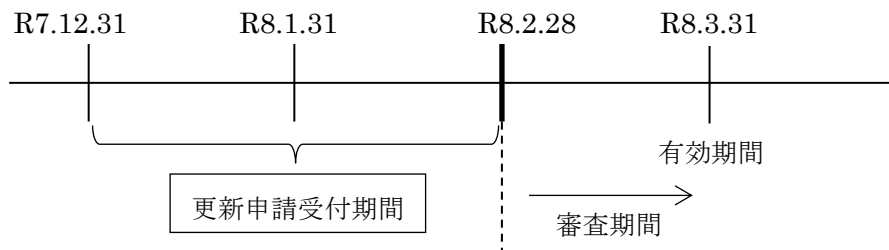
《指定の更新について》

平成18年4月の介護保険法改正により、介護保険事業者の指定等について更新制度が導入され、介護保険事業者は6年毎に指定等の更新を受ける必要があります。

(1) 更新手続き

原則として、指定等の有効期間満了日の3か月前から有効期間満了日の1か月前までの間、更新申請の受付を実施します。

●令和8年3月31日に満了日を迎える事業所



(2) 申請書類

必要な書類の一覧、様式は宇治市ホームページに掲載します。

最新のものをご利用ください。

(3) その他

指定の更新申請を行わなかった場合は、有効期間満了日で指定が失効します。

基準に従った適切な運営がなされていない場合や、過去に指定の取消処分を受けた場合等には、指定の更新が受けられないことがあります。